

高 事 第 2 7 2 6 号
令 和 3 年 1 月 2 0 日

各市町村・広域高齢者施設等担当課長 様

大阪府福祉部高齢介護室長

高齢者施設「スマホ検査センター」の開設について

標記について、高齢者施設「スマホ検査センター」を令和3年1月21日から開設しますのでお知らせします。

高齢者施設「スマホ検査センター」（以下「検査センター」という）は、高齢者施設等におけるクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供を確保するため、従来の保健所で実施している相談・検査に加え、職員・利用者に少しでも症状が出た場合にスマートフォンやPCでインターネットから検査申込できる仕組みを構築し、簡易・迅速に検査を行うものです。

検査センターの開設に伴い、発熱や咳などの症状がある入所者や職員の検査に関しては、検査センターに直接申し込むようお願いください。なお、強い症状がある場合などは、従前の保健所・医療機関ルートで受診していただく必要があります。詳しくは、別添の検査申込マニュアルをご覧ください。

また、検査の申込についてはWEBページ、検査センターに関するお問合せは電子メールで行うこととなりますので、お手数ですが下記のWEBページ及びメールアドレスを御案内くださいますようお願いいたします。

なお、大阪府所管施設・事業所に対して別添のとおり案内しておりますので、貴所管施設・事業所に対しても周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【検査センターに関するホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

【検査センターに関するお問合せメールアドレス】

kensasental@medi-staffsup.com

【検査対象】

1 次の施設等の職員及び入所者

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

（併設通所サービス・短期入所サービス事業所の職員及び利用者を含む。）

2 次の施設・事業所の職員

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスを除く。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスを除く。）、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、地域密着療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、

【添付資料】

- ・ 検査センターの概要
- ・ 検査申込マニュアル
- ・ 検査センター・サテライト一覧
- ・ 府所管施設・事業所あて通知文

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
施設指導G 近藤、神牧、早瀬、新

TEL 06-6944-7106

FAX 06-6944-6670

居宅G 山本

TEL 06-6944-7099

FAX 06-6910-7090